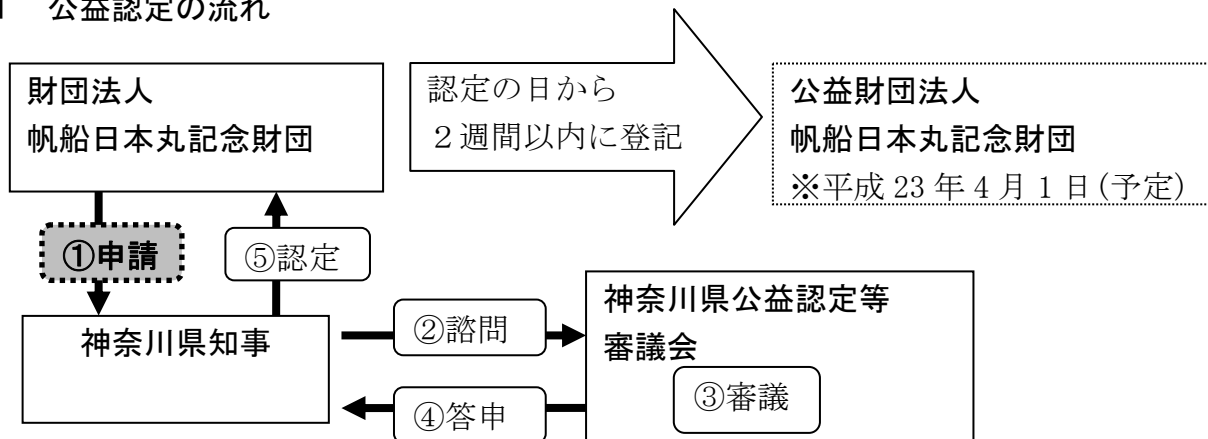


財団法人 帆船日本丸記念財団の公益認定申請について

財団法人帆船日本丸記念財団（会長 岡本 坦）は、公益法人制度改革関連3法（平成20年12月1日施行）に基づき、平成22年10月15日付けで、公益目的事業を行う財団法人としての認定（公益認定）申請を神奈川県知事に対して行いました。

1 公益認定の流れ



2 指定管理について

財団法人帆船日本丸記念財団は、株式会社JTBとともに日本丸メモリアルパークの指定管理を担っております。

また、第2期についても、指定管理候補者として選定されております。

当財団は、公益財団法人移行後も、目的や事業内容の変更がなく、法人としての同一性が保持されるため、現行の指定管理業務や第2期指定管理候補者選定への影響はありません。

【参考】

財団法人帆船日本丸記念財団 概要（現行）

設立年月日	昭和59年10月1日
設立目的	帆船日本丸を市民の連帯感を深める新しい国際都市のシンボルとして、また、日本の貴重な歴史的財産として保存し、公開するとともに併設される関連施設と一体的に活用することにより青少年の錬成及び海と港に関する理解と知識の増進をはかる。
事業内容	①帆船日本丸の保存・公開 ②帆船日本丸を活用した青少年錬成および海事思想の普及 ③海・港・船に関する資料の収集・保存・展示・調査等 ④その他目的を達成するために必要な事業